

インドネシア共和国 Republic of Indonesia

作成日：2020年9月18日

■ 廃棄物関連政策

➤ 固形廃棄物

✓ 固形廃棄物関連法令一覧

- | |
|---------------------------------------|
| ・廃棄物管理法（2008年第18号） |
| ・環境保護及び管理法（2009年第32号） |
| ・有害及び毒性廃棄物管理（政府規制1999年第18号、1999年第85号） |
| ・中央政府及び地方政府の役割（政府規制2007年第38号） |
| ・家庭及び関連部門の廃棄物管理（政府規制2012年第81号） |
| ・生活廃棄物処理インフラ及び設備に係る規制 |

出典：環境省 <http://www.menlh.go.id/>,

アジア低炭素開発に向けたビジネス連携支援サイト <http://lowcarbon-asia.org/business/needs/indonesia/index.html>

✓ 廃棄物管理法（2008年第18号）

目的	公衆衛生や環境の質的向上、エネルギー源として廃棄物の有効活用
実施概要	・家庭部門、非家庭部門、特殊廃棄物(家庭内有害固形廃棄物、災害廃棄物、建設部門廃棄物、現行技術で処理できない廃棄物、非定期発生廃棄物)を対象 ・廃棄物の削減（目標設置、環境技術の導入、環境製品・3Rの促進、廃棄物削減実施に伴う賞罰の付与等） ・廃棄物処理（廃棄物の分別、廃棄物の回収・処分場への輸送、安全な環境媒体への最終処理）

✓ 家庭廃棄物

家庭廃棄物は、廃棄物管理法（2008年第18号）にて「家庭廃棄物」に分類・規制されている。

主要な条文は以下の通りである。

7条	中央政府の役割に関する規定
8条	地方自治体の役割に関する規定
17条	許可証の発行は地方自治体の長官が管轄権を有する
26条	地方自治体間の調整に関する規定
27条	民間企業のパートナーシップに関する規定

インドネシアの家庭廃棄物の処理に関する許認可は、各地方自治体が実施している。

また、廃棄物管理法では、17条と18条において、許可に関して以下のような規定を定めている。

17条	(1) 廃棄物管理のビジネス活動を管理するものも、地方自治体の権限に沿ってその長から許可を
-----	---

	<p>受けなければならない。</p> <p>(2) (1)項に掲げる許可は、政府によって決定された規則に沿って付与される。</p> <p>(3) (1)項に掲げる許可を受ける発行者に関する規則の規定は、更に地方自治体の権限に沿った地方自治規則によって規定される。</p>
18 条	<p>(1) 廃棄物管理の許可の付与は、一般に公開しなければならない。</p> <p>(2) (1)項に掲げる許可の付与と情報公開に係る廃棄物管理のビジネスの業種に関する規則の規定は、更に地方自治体の規則によって規定される。</p>

✓ 産業廃棄物

インドネシアにおける廃棄物関連の法律は、特にバーゼル条約を批准した後に、危険・有害廃棄物（B3 廃棄物とインドネシアで呼ばれる。）を中心に、整備されてきている。1982 年に制定され、1997 年に抜本的に改正された環境管理法（Environment Management Act, No.23, 1997）を頂点に、次の関連法令がある。

政令	第 18 号(1999 年)	危険・有毒廃棄物の管理
	第 85 号(1999 年)	1999 年 第 18 号の政令改正
	第 74 号(2001 年)	危険・有毒物質に関する政令
環境影響 管理庁長 官令・環境 大臣令	第 68 号(1994 年)	危険・有害廃棄物の保管、回収、最終処分に関する許可証の取得
	第 1 号(1995 年)	B3 廃棄物の保管、回収に関する技術指針
	第 2 号(1995 年)	B3 廃棄物関連のマニフェスト書類
	第 3 号(1995 年)	B3 廃棄物管理の技術指針
	第 4 号(1995 年)	B3 廃棄物 の管理方法、容器管理の場所、保管方法など
	第 5 号(1995 年)	B3 廃棄物のシンボル、ラベル
	第 255 号(1996 年)	廃油の保管、回収の方法と条件
	第 2 号(1998 年)	地方の B3 廃棄物管理に関する監督の実施体系
	第 3 号(1998 年)	B3 廃棄物管理のプログラム
	第 4 号(1998 年)	B3 廃棄物管理プログラムを優先的に実施する地域
	第 128 号(2003 年)	油濁汚染と油濁による土壌汚染に関する技術指針
	第 3 号(2007 年)	港湾における B3 廃棄物回収・貯蔵施設
	大統領令	第 61 号(1993 年)
第 47 号(2005 年)		バーゼル条約 BAN 改正案の批准

出典：「日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』、経済産業省委託、2007 年を参考に表作成

✓ 廃棄物・リサイクル関連の省庁

省庁	役割
環境省	家庭廃棄物については環境汚染評価局の家庭および中小企業汚染評価課、有害産業廃棄物については B3 管理規制局が担当している。B3 管理規制局は、

	B3 管理・鉱物・エネルギー・石油天然ガス課、B3 管理製造業・農産業課、環境質回復課、B3 行政評価課から構成されている。家庭廃棄物では、分権化により地方にその権限が譲られているが、B3 廃棄物に関しては、環境省に許可権が集中しており、地方政府には、単に監督権限が認められているにすぎない。 2002年に、環境影響管理庁（BAPEDAL）が環境大臣府と合併し環境省となった。上述の環境影響管理庁長官令に関連した権限・業務等も環境省に移管されている。また、バーゼル条約の地域センターが環境省の中に置かれている。
工業省	工業調査開発局の中に、資源・環境・エネルギー調査開発センターが存在する。
公共事業・国民住宅省	公共事業省の居住環境総局は、下水道等とともに廃棄物の収集・処分に関する事業を推進している。
技術評価応用庁（BPPT）	技術評価応用庁では、環境技術研究所等で、廃棄物の再利用に関する研究が行われている。テーマとしては、都市ゴミのコンポスト化、工場から発生するプラスチックの分別と再生利用、小規模鉛リサイクル工場の公害対策、アルコール産業からの廃液利用等について、研究・調査を行っている。

出典：「日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』、経済産業省委託、2007年を参考に表作成

➤ 排水

✓ 水質管理関連法令



出典：環境省水・大気環境局、地球環境戦略研究機関淡水サブグループ、2012「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）アジア水環境管理アウトルック2012」

➤ インドネシア国家中期開発計画（2015-2019）

✓ 政策と戦略を進める規範

- ① 人間と社会の質の向上
- ② 成長や効率化の取り組みでは低所得者への配慮
- ③ 生態系を守り環境容量を維持できる範囲での企業活動

✓ 優先政策

- ・ 人間開発（教育、保健、住宅、精神・個性）

- ・ 食料とエネルギーの確保、海洋国家としての環境整備
- ・ 所得格差、地域間格差の解消

✓ 環境林業省実行プログラム

実行プログラム名	環境林業省責任担当局
天然資源と生態系の保全	天然資源・生態系保全総局
流域と保護林域の保全	流域と森林保護総局
持続可能な森林と林業の育成	持続可能な林業総局
社会林と環境パートナーシップの育成	林業・環境のパートナーシップ総局
人材育成	カウンセリング局・人材開発部
気候変動対策	気候変動対策総局
環境法令および森林法令の適正執行	環境林業法令施行総局
環境・森林に係る研究開発	研究・開発・イノベーション局
森林・環境の管理システム	森林計画・環境管理総局
環境の汚染・劣化対策	環境の汚染・劣化対策総局
廃棄物管理と有害廃棄物管理	廃棄物・有害廃棄物管理総局
環境・森林プログラムの説明責任強化	監督局
プログラム支援・管理	官房局

出典：「インドネシアにおける政策動向と課題、環境汚染対策の現状」、環境省

✓ 廃棄物対策、B 3（有害、危険、有毒）廃棄物対策

廃棄物対策は優先政策「健康」に位置づけられ、主に実行プログラムに、各種施策が挙げられている。

政策の実施という表現よりも、法令に従って実施する許可・登録、認可のような規制に係る義務的事務が多い。

次に示す①～⑥の廃棄物対策が、実行プログラムを構成している。

- ① 固形廃棄物の管理
- ② B 3 廃棄物管理
- ③ B 3 廃棄物、非 B 3 廃棄物の確定（Verification）管理
- ④ B 3 廃棄物、非 B 3 廃棄物の検証管理
- ⑤ B 3 廃棄物による汚染対策と緊急対応
- ⑥ 固形廃棄物、廃棄物および B 3 廃棄物管理への技術支援および管理